

# ★ 主要な事業と金融商品に係る勧誘方針 ★

## 北星しんきんの主要な事業

1. 預金及び定期積金の受入
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券・地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務を除く。）
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構
年金積立金管理運用独立行政法人	日本銀行
独立行政法人勤労者退職金共済機構	一般社団法人しんきん保証基金
独立行政法人農林漁業信用基金	一般社団法人全国石油協会
公益財団法人不動産流通近代化センター	
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
    - ① 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
    - ② 銀行
  - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納、その他金銭に係る事務の取扱い
  - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (11) 振替業
  - (12) 両替
  - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4.により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
  - (3) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融商品は、複雑化かつ多様性を増してきています。また、お客様のご要望も決して一律ではありません。当金庫ではお客様の知りたいことを丁寧にかつ正確にお伝えし、お客様のライフサイクルに合った適切な情報提供を行います。